

○契約事務の基本方針

平成11年3月30日

管理者決裁

水道局総務部総務課(契約係)において行う契約事務の処理に関しては、別に定めるもののほか、この方針によるものとする。

1 契約の方法

- (1) 契約の方法は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受けるもの及び予定価格が別に定める金額以上のものについては、原則として一般競争入札により契約を締結するものとし、それ以外のものについては、指名競争入札により契約を締結するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、地方公営企業法施行令(以下「公企令」という。)第21条の13第1項又は特例政令第11条に該当するときは、随意契約によることができる。

2 指名の方法

指名業者の選考に当たっては、過去の指名回数、契約件数、実績等を勘案し、できる限り市内業者(本市に本社又は主たる営業所を有する業者)を優先して各被指名者選考委員会において選考する。

3 入札保証金

- (1) 入札保証金は原則として徴収する。
- (2) 入札保証金に代わる担保として、利付国債又は金融機関等の保証が提供された場合は、入札保証金に代える。
- (3) 予定価格が5億円未満の工事の場合、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは前払保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- (4) (3)の規定により入札保証金を免除する場合は、全額免除とする。

4 契約保証金

(1) 工事の請負契約

- ア 契約保証金は原則として徴収する。
- イ 契約保証金に代わる担保として、利付国債又は前払保証事業会社、金融機関等の保証が提供された場合は、契約保証金に代える。
- ウ 小額工事であるとき等札幌市水道局契約規程第25条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除できる。
- エ ウの規定により契約保証金を免除する場合は、全額免除とする。

(2) その他の契約

- ア 契約保証金は原則として徴収する。
- イ 契約保証金に代わる担保として、利付国債又は前払保証事業会社、金融機関等の保証が提供された場合は、契約保証金に代える。

ウ 契約の相手方が札幌市水道局契約規程第25条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

エ ウの規定により契約保証金を免除する場合は、全額免除とする。

5 契約保証人

契約保証人は立てさせない。

6 工事及び業務の入札における最低制限価格の設定と低入札価格調査

工事並びに工事に係る設計、監理、地質調査の委託業務及び測量業務並びに建物の清掃及び警備の委託業務並びに別に定める積算基準等により予定価格を積算している業務に係る指名競争入札又は一般競争入札(以下「入札」という。)の執行に当たっては、原則として施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13に準用する場合も含む。)の最低制限価格を設けて、**予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする**ことができるものとする。ただし、**特例政令の適用を受ける入札及び特に必要と認められる入札の執行に当たっては、最低制限価格を設けずに、施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)**に基づいて、**予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者又は落札者となるべき者**の入札価格について調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、その者を落札者としないことができるものとする。

なお、最低制限価格を設けること又は低入札価格調査を行うことがあることについては、指名に係る通知又は一般競争入札の告示において明示することとする。

7 契約書及び請書の提出期限

契約書及び請書の提出期限については、契約書は、落札決定の日から、また、請書は、通知のあった日から5日以内とする。

8 前金払及び中間前金払

(1) 前金払は、次の基準により支払うものとする。

ア 前金払は、請負代金額が250万円を超えるもので、工期が50日以上^の工事並びに委託料が100万円を超えるもので、履行期間が50日以上^の測量、地質調査及び設計を対象とする。

イ 前金払の率は、請負代金の10分の4(ただし、測量、地質調査及び設計は、委託料の10分の3)以内(10万円未満切り捨て)とする。

(2) 中間前金払は、次の基準により支払うものとする。

ア 中間前金払は、前金払の対象となる工事のうち、工期が100日以上^の工事を対象とする。

イ 中間前金払の率は、請負金額の10分の2以内とする。ただし、支払済みの前払金との合計額が、請負金額の10分の6を超えてはならないものとする。

ウ 中間前金払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに

実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金相当額が請負金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ、支払うことができないものとする。
エ 部分払を行ったものは、中間前金払の対象とはしないものとする。

9 部分払

(1) 工事の請負契約

ア 部分払の回数は、原則として当該工事の工期日数を50で除して得た数とする。この場合において、1回未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとし、前金払を行ったときは回数を1回減ずるものとする。

イ 中間前金払を行ったものは、部分払の対象とはしないものとする。

(2) 業務の委託契約

ア 部分払は、部分払の対象となっている工事を監理する工事監理業務を対象とする。

イ 部分払の回数は、監理対象工事の部分払回数に準ずる。

附 則

この方針は、平成14年8月1日から施行し、施行日以降の各被指名者選考委員会に付議する工事及び製造並びに業務に適用する。

附 則

この方針は、平成15年2月27日から施行し、施行日以降の各被指名者選考委員会に付議する工事及び業務並びに役務に適用する。

附 則

この方針は、平成15年7月1日から施行し、施行日以降の各被指名者選考委員会に付議する工事及び業務に適用する。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から施行し、施行日以降の各被指名者選考委員会に付議する工事及び業務に適用する。

附 則

この方針は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月9日から施行する。